

金融機関の対応に思うことあり ～本人確認のあり方と個人情報の保護についての私見～

先日読んだものの中に、金融機関等で実施される本人確認の方法について疑問を呈していた記事があり興味を持った。共感できる内容だったので、その内容を簡単に紹介したい。10万円を超える振込みを行った時のこと。予め振込先等が印刷された郵便局所定の振込用紙(受取人も納付代行業者も某「超大手」企業)を持って郵便局の窓口へ行ったところ、運転免許証等の顔写真付き身分証明書の提示を求められたという。コピーも取るとのことなので理由を尋ねたところ、「マネーロンダリング(資金洗浄)の防止のため」と言う。あいにく「キャッシュカードとクレジットカードしかない」と説明すると取扱えないと振込を断られた。この振込のために「いまそこで本人しかわからない暗証番号を使ってATMから引き出した」と、現金のレシートを見せたがやはり譲らない。「これを認めないなら他人のキャッシュカードを使って現金を引き出したことになる、それなら警察に通報したらどうか」と嫌味をいったが結局駄目。しかたなく近くのコンビニに行ったら、何も言わずに取り扱ってもらえ

た。記事の中でレシート……のあたりは、屁理屈に聞こえなくもないが、実は私もこれとほぼ同じ内容の経験をしたことがある。私の場合は会社名での振込だったが、銀行窓口に行くとき「会社の登記簿を提出してください」とのこと。これまで一度もそんなことは言われたことが無かったため、理由を確認すると「犯収法改正によるマネーロンダリング防止」のためだという。その銀行に口座を開いたのは昨日今日の話ではないし、普段からも「会社の人間として」窓口で通帳繰り越し等の話をさせてもらっている。もちろん何も言われたことはない。しかも当の振込先は「市役所」である。どうやって「資金洗浄」ができるというのか。何度か押し問答を繰り返したが、結局、会社の登記簿を出さない限り振込には応じられないとのことだった。金融の仕事に携わっている身として、本人確認が大切なのは理解できなくはない。しかしながら先の記事の執筆者(クレジット会社の管理担当者)も同様の指摘をしているが、不正でないことが一目瞭然にもかかわらず過重な本人確認を求め、ま

たその写しを保管するということは、顧客の個人情報保護の観点からみてもいかなるものかと思う。

日本ファイナンス有限公司
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)
TEL083-234-3544

<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評が、プロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

